

仙台市広報アドバイザー業務委託 公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）による受託候補者募集要項

この要項は、「仙台市広報アドバイザー業務委託」に係る提案及び契約締結において留意すべき事項を記したものであり、提案の参加者は、以下の事項を承知の上、提案書を提出するものとする。

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

仙台市広報アドバイザー業務委託

(2) 業務内容

市政情報の効果的な情報発信を推進するため、本市の広報媒体及び広報施策に関する現状分析を行った上で、課題に対する効果的手法等の提案を行うもの。

詳細は「仙台市広報アドバイザー業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

(4) 委託契約上限額

1,089,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記には、本業務に係る一切の費用が含まれるものとする。

(5) 委託事業者の選定方法

公募型提案審査随意契約（プロポーザル方式）による

(6) 担当課

仙台市総務局広報課ウェブ広報係

住所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所本庁舎3階

電話：022-214-1143 / FAX：022-211-1921

電子メール：som001020@city.sendai.jp

2 参加資格要件

応募資格を有する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (2) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (3) 仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決

裁) 第2条第1項による指名停止を受けていないこと。

- (4) 仙台市税または現在の主たる事業所所在地の市町村税(特別区にあっては都税)の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中または更生手続き中、もしくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立中または再生手続き中でないこと。
- (6) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (7) 委託事業の目的を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (8) 過去3年以内に広報企画、Webマーケティング、SNS運用等に係る類似の業務に関する実績・経験を有するものであること。
- (9) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること
 - (ア) 全ての構成員が、上記(1)から(7)までに掲げる条件を満たしていること。
 - (イ) 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、または単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - (ウ) 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - (エ) 本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - (オ) 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - (カ) 本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までは、構成員の変更がないこと。

3 質問及び回答

本プロポーザルの参加資格要件及び仕様書等の内容に関して質問がある場合は、以下により質問を受け付け、回答するものとする。

(1) 質問の提出方法

- (ア) 受付期間 : 令和7年4月7日(月) 募集開始から
令和7年4月16日(水) 午後5時まで
- (イ) 提出先 : 本要項1(6)担当課宛て
- (ウ) 提出方法 : 「(様式1) 質問票」に、質問事項を記入の上、電子メールにて送付し、送付した旨を電話にて連絡すること。
なお、電子メールの標題は「仙台市広報アドバイザー業務委託に関する質問(事業者名)」とすること。

(2) 回答の方法

- (ア) 回答日 : 令和 7 年 4 月 18 日 (金)
- (イ) 回答方法 : 本市ホームページに回答を掲載する。
- (ウ) 留意点 : 同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
質問者の名称等については公表しない。

4 プロポーザルへの参加

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記により書類を提出すること。

(1) 参加表明書、企画提案書、見積価格提案書等の提出

- (ア) 提出期限 : 令和 7 年 5 月 7 日 (水) 午後 5 時 (必着)
- (イ) 提出先 : 本要項 1(6)担当課宛て
- (ウ) 提出方法 : 郵送・宅配もしくは持参にて提出すること。
持参の場合の受付時間は、開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで。郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る方法により送付すること。

(エ) 提出書類

<参加表明に係る書類等>

- ・ 会社の概要が分かる資料 (パンフレット等) : 8 部
- ・ 様式 2「参加表明書」 : 1 部
- ・ 様式 3「共同事業体結成に係る届出書」(共同事業体の場合のみ) : 1 部
- ・ 様式 4「暴力団排除に係る誓約書」 : 1 部
- ・ 「市税の滞納がないことの証明書」(写し可) : 1 部

※参加表明書提出日から 30 日前の日以降に交付されたものに限る

<企画提案書、見積価格提案書>

- ・ 企画提案書 : 8 部
- ・ 見積価格提案書 : 8 部

(2) 作成方法

<企画提案書>

(ア) 提出様式

様式は任意とするが、規格は A4 判で作成すること。A3 判の折込は可とする。

(イ) 記載内容

仕様書を熟読の上、下記の項目について図表等を用いて分かりやすく簡潔に記載すること。

①業務の実施方針

②業務内容に係る提案

- ・ 本市広報媒体の分析・課題整理の手法
- ・ 課題解決に向けた助言・提案の手法に関するイメージ、アイデア

- ・本市事業に関する分析・提案手法、イメージ
- ・成果品のイメージ
- ・本業務の成果をもとに職員の広報力向上を図るための効果的な手法

③業務に係る実施体制

- ・組織体制、支援体制（人員体制図等を記載すること）
※再委託して実施する業務がある場合は、その予定業務と再委託先（予定）が分かるように記載すること。

④業務スケジュール

⑤過去の同種・類似業務の実績

行政機関と民間事業者双方の実績がある場合には、それぞれを区別して記載すること。

<見積価格提案書>

提出様式は任意とするが、宛先は仙台市総務局長とし、経費等の詳細が分かるように内訳を記載すること。

(3) 参加資格の決定及び通知

参加表明書等の提出後、「2 参加資格要件」に示した要件について審査を行い、結果を令和7年5月9日（金）までに電子メールにより通知する。

(4) 留意事項

- ・企画提案書には目次を付し、各ページにはページ番号を表示すること。
- ・本市は提出された企画提案書等に基づき評価を行うため、評価項目に対する提案内容を漏れなく記載すること。また、企画提案書の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容とすること。
- ・仕様書等の全面的な引用または「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。

(5) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- ・応募資格要件を満たさない者または受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- ・提案書等の提出書類に虚偽の記載を行った者による提案
- ・上記1(4)に示す委託契約上限額を超える提案
- ・その他企画提案に関する条件に違反した提案

5 受託候補者の選定について

以下により、受託候補者を選定する。

(1) 審査方法

受託候補者の選定にあたり、「仙台市広報アドバイザー業務委託事業者選定審査委員会（以下、選定審査会）」により、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーション（非公開）により、別紙「評価基準票」に基づき評価を行う。

(2) 企画選考会（プレゼンテーション及びヒアリング）

- ① 日時：令和7年5月15日（木） ※時間は参加者へ個別に連絡する
- ② 場所：仙台市役所本庁舎5階第1会議室
- ③ 方法：応募者が提案書に基づく説明を行い、その後審査委員から質問を行う。
(1 団体あたり説明 15 分、質疑応答 15 分)
- ④ 出席者：2 名以内とする。
- ⑤ 資料：事前に提出した書類のみを用いること。当日の追加資料の配布は不可とする。
また、パソコンやプロジェクターの使用は認めない。
- ⑥ 事前に申し出のあった場合、オンライン（Google Meet を予定）での参加も可能とするが、画面共有等での資料投影は認めない。説明者の顔の見える状態で行うものとする。

(3) 審査基準

審査委員の合計得点が最も高く、かつ、審査委員の持ち点（100 点）の合計の 6 割以上を満たす提案をした者を本業務の受託候補者として選定するとともに、次に合計点数が高く、かつ、審査委員の持ち点（100 点）の合計の 6 割以上を満たす提案をしたものを次点者として選定する。

同一点数により 1 者を選定できない場合には、選定審査会において協議の上、受託候補者を選定する。

(4) 審査の除外

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- ・ 提出書類について、定められた体裁、提出様式の記載すべき事項等に適合しない場合
- ・ 見積金額が委託契約上限額を上回っている場合
- ・ 提出期限を過ぎて提出された場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ・ 参加資格要件を満たしていない場合

(5) 結果通知

- ・ 審査結果については、令和7年5月19日（月）までにすべての提案者に対して郵送及び電子メールにて通知する。また、契約締結後、受託者を本市ホームページで公表する。

- ・選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（土曜・日曜・祝日を除く）に、書面（様式は任意）により、担当部署あて説明を求めることができる。ただし、持参以外の方法をとる場合には、電話にて説明要求の書面を送付した旨を連絡すること。
- ・本市が非選定理由についての説明を求められたときは、担当部署が書面を受領した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜・日曜・祝日を除く）に、書面にて回答する。ただし、選定結果に関する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、他の提案者の企画提案に関する情報、プロポーザルの各評価基準の得点の内訳等に関する問い合わせは受け付けない。

6 契約締結

- ・受託候補者選定後、本市は、受託候補者と業務の内容及び契約条件の詳細について協議する。協議が整った後、受託候補者は改めて詳細な経費を積算した見積書を提出するものとする。見積価格が予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結する。
- ・契約の締結にあたっては、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議の上、企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。
- ・受託候補者との協議が不成立の場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

7 契約までのスケジュール（予定）

日程	内容	提出書類
令和7年4月7日（月）	提案募集開始	
令和7年4月16日（水）	質問提出期限	質問票
令和7年4月18日（金）	質問回答期限	
令和7年5月7日（水）	提案書等提出期限	参加表明書、企画提案書、見積価格提案書 ほか必要書類
令和7年5月9日（金）	参加資格決定通知	
令和7年5月15日（木）	企画選考会（プレゼンテーション及びヒアリング）	
令和7年5月19日（月）	審査結果通知	
令和7年5月下旬	契約締結、業務開始	
令和8年3月31日	業務終了	

8 その他

- (1) 提出に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、原則として仙台市情報公開条例（平成12年仙台条例第80号）の対象文書となる。
- (3) 提出期日以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。なお、提出書類以外に審査に必要な書類の提出を本市から求める場合がある。
- (4) 本事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を再委託することができる。
- (6) 事業の円滑な実施のために、本事業の委託開始から終了までの間、事業の進捗状況を定期的に市に報告すること。
- (7) 本事業において広報等を行う場合にあっては、市からの受託事業であることを明示すること。
- (8) 本業務の関係書類や会計帳簿等は、業務実施終了後5年間は保存すること。また、業務実施後に閲覧が必要になった場合は、協力すること。
- (9) 本事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (10) 本業務の終了時に、実績報告書のほか市が指定する必要な書類を提出すること。